

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に
関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関
する二千十二年のケープタウン協定の説明書

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
3	協定の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	協定の内容	二
1	協定の規定	二
(1)	一般的義務	二
(2)	千九百九十三年のトレモリノス議定書及び千九百七十七年のトレモリノス条約の解釈及び適用	三
(3)	署名、批准、受諾、承認及び加入	三
(4)	効力発生	三
(5)	千九百九十三年のトレモリノス議定書附属書及びその付録の修正	三
2	協定により修正され、及び実施される千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定	三
(1)	一般的義務	四
(2)	定義	四
(3)	適用	四
(4)	証明及び寄港国による監督	四
(5)	不可抗力	四
(6)	情報の伝達	五

(7)	漁船の海難	五
(8)	他の条約及び解釈	五
(9)	最終条項	五
(10)	漁船の構造及び設備に関する規則	五
三	協定の実施のための国内措置	七
(参 考)		八

一 概説

1 協定の成立経緯

(1) 船舶の安全については、国際海事機関（以下「IMO」という。）の下で、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約等によって規則が定められているが、漁船は、一般的な船舶と異なり漁業活動も行うという特殊性を有するため、原則としてこれらの規則の適用から除外されている。

(2) 漁船の安全について定める国際約束については、IMOにおいて別途検討が行われ、昭和五十二年（千九百七十七年）四月にトレモリノス（スペイン）において、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約（以下「千九百七十七年のトレモリノス条約」という。）が採択されたが、同条約の発効の見通しが立たないことを受け、平成五年（千九百九十三年）四月にトレモリノスにおいて、同条約の規定の修正、実施等について定める千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書（以下「千九百九十三年のトレモリノス議定書」という。）が別途採択された。しかし、千九百九十三年のトレモリノス議定書は、千九百七十七年のトレモリノス条約と同様に、漁船の長さのみを測定の基礎として規則を定め、欧州の漁船に比べて同じ長さでも容積の小さいアジアの漁船に不利な内容であったこと等の理由により、締約国が増えず、未発効の状態が続いていた。

(3) このような状況を踏まえ、IMOにおいて早期発効に向けた全面的な見直し作業が行われ、平成二十四年（二十二年）十月にケープタウン（南アフリカ共和国）において、千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の修正、実施等について定めるこの協定が採択された。

2 協定締結の意義

この協定は、漁船の安全のための国際的な規則を定めるため、未発効である千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の修正、実施等について定めるものである。我が国がこの協定を締結することは、我が国を含む各国の漁船の安全性の向上に資するのみならず、この分野における国際協力の推進の見地からも有意義であると考えられる。

3 協定の締結により我が国が負うこととなる義務

この協定の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 我が国を旗国とする漁船であつて、原則として長さ二十四メートル以上又は当該長さに相当するものとみなされる総トン数三百トン以上のもの（締約国は、自国を旗国とする漁船に一律に使用される測定の基礎として長さ又は総トン数のいずれかを選択。）について、漁船の構造及び設備に関する規則の規定の適用を確保すること。

- (2) 漁船の構造及び設備に関する規則の規定に基づき検査を行い、当該規則に定める関係要件に適合する漁船に対して国際漁船安全証書を発給するとともに、他の締約国が発給する同証書を認容すること。

4 早期国会承認が求められる理由

この協定は、令和四年（二千二十二年）二月十四日現在、十六箇国が締結しており、これらの国の発効要件の対象漁船の総数は千九百七隻であるが（発効要件は、二十二以上の国であつてその漁船（公海を運航する長さ二十四メートル以上のもの）の総数が三千六百隻以上となるものが締結すること。）、令和四年（二千二十二年）十月までにこの協定の締結を目指す国際的な動きがあり、近く発効要件を満たす可能性がある。我が国が未締結のままでこの協定が発効する場合、この協定に規定する国際漁船安全証書を保有しない我が国を旗国とする漁船の国外における漁業活動に支障が出る可能性があり、この協定の発効当初から、我が国が国際漁船安全証書を発給する体制を確保する必要がある。この協定は、漁船の安全のための国際協力に資するものであり、漁船の安全に関する国際ルールの整備を推進する観点から、早期に締結することが望ましい。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文四箇条及び末文並びに一の附属書から成る。もっとも、この協定の締約国は、第一条(1)の規定により、この協定の各条の規定及びこの協定によつて修正される千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定（同議定書第一条(1)(a)、(2)及び(3)、第九条並びに第十条の規定を除く。）を実施することとなる。この協定の規定並びにこの協定により修正され、及び実施される千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の概要は、次のとおりである。

1 協定の規定

(1) 一般的義務（第一条）

- (7) 締約国は、この協定の各条の規定及びこの協定によって修正される千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定（第一条（1）（a）、（2）及び（3）、第九条並びに第十条の規定を除く。）を実施することを規定している（第一条（1））。
- (イ) この協定の各条、千九百九十三年のトレモリノス議定書第二条から第八条まで及び第十一条から第十四条まで、千九百九十三年のトレモリノス議定書附属書の各規則並びに千九百七十七年のトレモリノス条約附属書の各規則の規定は、この協定に定める修正に従うことを条件として、単一の文書として読まれ、かつ、解釈されるものとすることを規定している（第一条（2））。
- (ウ) この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成すものとする等と規定している（第一条（3））。
- (2) 千九百九十三年のトレモリノス議定書及び千九百七十七年のトレモリノス条約の解釈及び適用（第二条）
- 千九百九十三年のトレモリノス議定書第二条から第八条まで及び第十一条から第十四条までの規定は、この協定について適用すること並びにこれらの各条、千九百九十三年のトレモリノス議定書附属書の各規則及び千九百七十七年のトレモリノス条約附属書の各規則の規定を適用するに当たり、「この議定書」又は「この条約」というときは、この協定をいうものとすることを規定している。
- (3) 署名、批准、受諾、承認及び加入（第三条）
- この協定の署名、批准、受諾、承認及び加入について規定している。
- (4) 効力発生（第四条）
- この協定は、二十二以上の国であつてその漁船（公海を運航する長さ二十四メートル以上のもの）の総数が三千六百隻以上となるものがこの協定に拘束されることについての同意を表明した日の後十二箇月で、効力を生ずること等を規定している。
- (5) 千九百九十三年のトレモリノス議定書附属書及びその付録の修正（附属書）
- 千九百九十三年のトレモリノス議定書附属書の規則の規定のうち、一般規定（第一章）、防火、火災探知、消火及び消防（第五章）、救命設備（第七章）並びに無線通信（第九章）に関する一部の規定の修正並びに証書及び設備の記録（付録）の修正について規定している。

2 協定により修正され、及び実施される千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定（第一条（1）（b）、第二条から第八条まで及び第十

一条から第十四条まで並びに附属書)

(1) 一般的義務(第一条)

締約国は、この議定書の附属書に定める修正に従うことを条件として、千九百七十七年のトレモリノス条約附属書の各規則の規定を実施することを規定している(第一条(1)(b))。

(2) 定義(第二条)

「締約国」、「漁船」、「機関」、「事務局長」、「主管庁」及び「規則」の用語の定義について規定している。

(3) 適用(第三条)

この議定書は、締約国を旗国とする海上航行の漁船について適用すること、附属書の規定は、別段の明示の定めがない限り、長さ二十四メートル以上の漁船について適用すること等を規定している。

(4) 証明及び寄港国による監督(第四条)

(7) 規則の規定に従って証書を備えることが要求される漁船は、関連する規則の規定に基づいて発給された証書が有効であることを確認するためのものである限り、他の締約国の港において、当該他の締約国の政府から正当に権限を与えられた職員の行う監督に服することを規定している(第四条(1))。

(イ) 証書は、有効なものである限り、認容される(ただし、漁船又はその設備の状態が実質的に証書の記載事項と一致しないと認める明確な根拠がある場合等は、この限りでない。)ことを規定している(第四条(2))。

(ウ) 漁船又はその設備の状態が実質的に証書の記載事項と一致しないと認める明確な根拠がある場合等には、監督を行う職員は、漁船が、当該漁船若しくは乗船者に危険を及ぼすことなく航行し、又は修繕のため適当な場所へ向かう目的で出港することができようになるまで、当該漁船が航行しないことを確保するための措置をとることを規定している(第四条(3))。

(エ) 締約国は、この議定書の締約国でない国の漁船に関し、この議定書に定める要件であって、当該漁船がより有利な待遇を与えられることがないことを確保するために必要なものを当該漁船について適用することを規定している(第四条(7))。

(5) 不可抗力(第五条)

出航の時にこの議定書の適用を受けず、又はこの議定書の規定に従って証書を備えることを要求されない漁船は、荒天その他の不可抗力により予定された航海を変更したためにこれらの規定の適用を受けることはないこと等を規定している。

(6) 情報の伝達（第六条）

締約国は、この議定書の範囲内の事項について定めた法令等を機関に通報すること等を規定している。

(7) 漁船の海難（第七条）

各締約国は、いかなる変更がこの議定書に加えられることが望ましいかを決定するに当たって役立つと判断する場合には、この議定書の規定の適用を受ける自国の漁船の受けた海難についての調査のための措置をとること等を規定している。

(8) 他の条約及び解釈（第八条）

この議定書のいかなる規定も、海洋法に関する並びに沿岸国及び旗国の管轄権の性質及び範囲に関する現在又は将来におけるいずれの国の主張及び法の見解も害するものではないことを規定している。

(9) 最終条項（第十一条から第十四条まで）

この議定書の改正、廃棄、寄託者及び用語について規定している。

(10) 漁船の構造及び設備に関する規則（附属書）

(ア) 一般規定（第一章）

(i) 附属書の規定は、別段の明示の定め（第七章の一部、第八章、第九章、第十章等）がない限り、新船について適用すること、主管庁は、全ての章について、測定的基础として、長さに代えて総トン数を使用することを決定することができることを規定している（第一規則）。

(ii) 附属書の規則に定める関係要件に適合する漁船に対して国際漁船安全証書と称する証書を発給すること等を規定している（第十一規則）。

(iii) このほか、免除、検査、証書の認容等について規定している。

(イ) 構造、水密の完全性及び設備（第二章）

構造、水密戸、船体の完全性、風雨密戸、機関区域の開口、測深装置、舷窓及び窓、揚錨設備及び係留設備等に関する要件等について規定している。

(ウ) 復原性及び関連する堪航性（第三章）

復原性の基準、激しい風及び横揺れ、甲板打込み水、運航状態、傾斜試験、復原性資料、最大許容運航喫水、区画及び損傷時復原性等に関する要件等について規定している。

(エ) 機関設備、電気設備及び定期的に無人の状態に置かれる機関区域（第四章）

機関設備に関して、機関、燃料油、潤滑油その他の可燃性油に関する措置、ビルジ排水設備等に関する要件、電気設備に関して、主電源、非常電源等に関する要件及び定期的に無人の状態に置かれる機関区域に関して、火災の安全、浸水に対する保護、警報装置等に関する要件その他これらに関連する要件等について規定している。

(オ) 防火、火災探知、消火及び消防（第五章）

長さ六十メートル以上の漁船における火災安全措施に関して、構造、隔壁及び甲板の保全防熱性、通風装置、ガス・シリンダー及び危険物質の保管、脱出設備、自動スプリンクラー装置、自動火災警報探知装置、消火ポンプ等に関する要件並びに長さ四十五メートル以上六十メートル未満の漁船における火災安全措施に関して、防火構造、通風装置、ガス・シリンダー及び危険物質の保管、脱出設備、自動火災警報探知装置、消火ポンプ等の要件その他これらに関連する要件等について規定している。

(カ) 乗組員の保護（第六章）

一般的保護措置、甲板口、ブルワーク、レール及びガード並びに階段及びはしごに関する要件等について規定している。

(キ) 救命設備（第七章）

救命用の端艇及びいかだ、救助艇、救命胴衣、イマージョン・スーツ、保温具、救命浮環、救命索発射器、遭難信号、無線救命設備、リーダー・トランスポンダ等に関する要件等について規定している。

(ク) 非常措置、招集及び操練（第八章）

一般非常警報装置、非常配置表及び非常時の指示、船体放棄の訓練及び操練並びに非常措置における訓練に関する要件等につ

いて規定している。

(ケ) 無線通信（第九章）

漁船が航海に従事する海域に応じた無線設備、聴守、電源、性能基準、保守、無線通信要員等に関する要件等について規定している。

(コ) 船舶搭載航行設備及び措置（第十章）

船舶搭載航行設備、信号装置、航海船橋の視界等に関する要件等について規定している。

(サ) 証書及び設備の記録（付録）

国際漁船安全証書、国際漁船免除証書及び国際漁船安全証書のための設備の記録の様式について規定している。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 平成二十四年十月十一日 ケープタウンにおいて採択
- 2 効力発生 令和四年二月十四日現在 未発効（二十二以上の国であつてその漁船（公海を運航する長さ二十四メートル以上のもの）の総数が三千六百隻以上となるものがこの協定に拘束されることについての同意を表明した日の後十二箇月で、効力を生ずる。）
- 3 署名国 三箇国
アイスランド、ノルウェー、南アフリカ共和国
- 4 締約国 令和四年二月十四日現在 十六箇国
ベルギー、コンゴ共和国、クック、クロアチア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、オランダ、ノルウェー、ペルー、セントクリストファー・ネイビス、サントメ・プリンシペ、南アフリカ共和国、スペイン